

令和 7 年 度  
船橋市内部統制評価報告書審査意見書

船橋市監査委員



船 監 第 3 4 3 号

令和 8 年 8 月 1 9 日

船橋市長 松 戸 徹 様

船橋市監査委員 栗 林 紀 子

同 齋 藤 弘 之

同 浦 田 秀 夫

同 日 色 健 人

令和 7 年度船橋市内部統制評価報告書審査意見書の提出について

地方自治法第 1 5 0 条第 5 項の規定により審査に付された令和 7 年度船橋市内部統制評価報告書を審査したので、意見書を提出します。



# 令和 7 年度船橋市内部統制評価報告書審査意見書

## 1 審査の種類

地方自治法第 150 条第 5 項に基づく審査

## 2 審査の対象

令和 7 年度船橋市内部統制評価報告書

## 3 審査の期間

令和 8 年 6 月 30 日から同年 8 月 7 日まで

## 4 審査の着眼点

市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか。

内部統制の不備について重大な不備に該当するかどうかの判断が適切に行われているか。

## 5 審査の実施内容

令和 7 年度船橋市内部統制評価報告書について、船橋市監査基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成 31 年 3 月（令和 6 年 3 月改定）総務省）（以下「ガイドライン」という。）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

## 6 審査の結果

令和 7 年度船橋市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

## 7 備考

評価報告書の「3 評価結果」に記載のとおり、運用上の重大な不備が 1 件把握され、財務に関する事務その他市長の権限に属する事務に係る内部統制は、評価対象期間において一部が有効に運用されていなかった。

## 8 審査意見

### (1) 「重大な不備」に係る総合的な判断について

「重大な不備」に該当するかどうかについては、「重大な不備の判断要素」を踏まえ総合的に判断されていた。

この点について、内部統制評価担当に確認したところ、判断においては、重大な不備の判断要素に該当があった場合に、そのことだけをもって、ただちに重大な不備と判断するのではなく、その不備が市民や事業者等にどのような影響を与えたのか、影響の範囲や規模、その結果に至るまでに十分なリスク対応策等を講じていたのか、事後的な対応により影響をどの程度抑えることができたのか等、事務を所管する部署への聞き取り等により、個々の事案の態様を把握したうえで判断しているとのことであった。

重大な不備の判断過程について、わかりやすい説明を尽くそうとした点は評価できる。一方で、重大な不備として判断されなかったものの、対応によっては、影響が大きくなっていた可能性のあるものも見受けられた。このような不備について軽微な不備と一律に取り扱っているが、不備の軽重に応じた評価方法や表記について更なる検討を加えられたい。

### (2) 運用上の重大な不備の判断について

運用上の重大な不備と判断された1件については、市の学校給食制度そのものについての信頼を棄損し、多くの児童及び生徒やその保護者等に大きな不安や不信感を与えたことと考えられ、ガイドラインや本市における重大な不備の判断要素を踏まえ、その判断は相当であると認められた。

事案の内容、生じた影響等、不備の発生原因や重大な不備と判断した理由を明らかにし、判断の透明性を確保する工夫がされていることを評価する。主な再発防止策についても明記されており、改善について対応されていることは確認できた。

### (3) 実効性の高い内部統制制度の定着について

令和7年度末より、内部統制制度の理解促進や事務の注意点の確認等に役立つ情報をわかりやすく伝え、内部統制がより身近なものになるよう「内部統制 News」を発行し、全庁的に役立つ情報の周知に努めていることが確認された。その取組については評価するが、より多くの職員に閲覧してもらえるような工夫を期待する。

今後も、職員一人一人が内部統制についての意識を持ち、内部統制が有効に機能するよう、効果的な情報発信の方法を検討し、実効性を担保する取組に努めていただきたい。